

## 新座市私道寄附採納基準

(昭和59年3月24日告示第58号)

(目的)

第1条 この告示は、私道を寄附により採納する場合の要件及び手続に関する基準を定めることを目的とする。

(要件)

第2条 採納は、次の各号に定める要件を具備するものについて行うものとする。

- (1) 起点及び終点が幅員1.80m以上の国道、県道、市道（以下「公道」という。）のいずれかに接続し、通り抜けできるもの又は公共施設に接続しているものであること。
- (2) 採納は、すべて無償とし、民地との境界が明確で所有権の移転が速やかにできるものであること。
- (3) 道路の占用物件その他の附属物が交通及び道路管理に支障のないものであること。
- (4) 採納は、抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないものであること。
- (5) その他次条に定める道路形態に適合するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、道路の採納が公共性の見地から特に市長が必要と認めるものについては、採納することができるものとする。

(道路形態)

第3条 道路形態は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 道路の有効幅員が4.80m以上であること。
- (2) 路面は、アスファルト舗装され、排水施設（L型溝又はU字溝）が完備しているものであること。
- (3) 平面交差又は屈曲部分については、一辺が2.00m以上となるすみ切りをとるものであること。
- (4) 排水施設等が道路を横断する場合には、当該排水施設等が暗きょブロック等による構造であるものとし、交通に十分耐えるものであること。

(手続)

第4条 私道を寄附しようとする者は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 寄附申込書 1部
- (2) 案内図 1部
- (3) 公図 1部
- (4) 実測図 1部

- (5) 道路構造図 1部
- (6) 登記承諾書 1通
- (7) 印鑑証明書 1通
- (8) 住民票（法人の場合は資格証明書） 1通
- (9) 土地登記簿謄本 1通
- (10) その他必要と認めるもの

2 私道を寄附しようとする者は、前項に定めるもののほか、寄附しようとする私道に既存埋設物がある場合は、当該埋設物の種類、位置、埋設時期等を明らかにする資料を提出しなければならない。この場合において、当該埋設物がガスパイプであるときは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第36条第1項に規定する調査を実施し、その結果を書面にして併せて提出しなければならない。

（すみ切り部分のみの採納）

第5条 すみ切り部分のみの採納については、原則として一辺が2.00m以上であるものとする。

（採納の拒否）

第6条 寄附行為により他の法令等に抵触すると思われるものについては、原則として採納しない。

（登記事務）

第7条 採納した私道に係る登記事務は、新座市において行うものとする。ただし、抵当権等の所有権以外の権利が設定されているものについては、寄附しようとする者が、新座市と協議の上責任をもって当該権利を消滅させ、当該権利が登記してあるときは、抹消登記をするものとする。

附 則

この告示は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年告示第98号）

この告示は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第46号）

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に存する道路の有効幅員については、なお従前の例による。